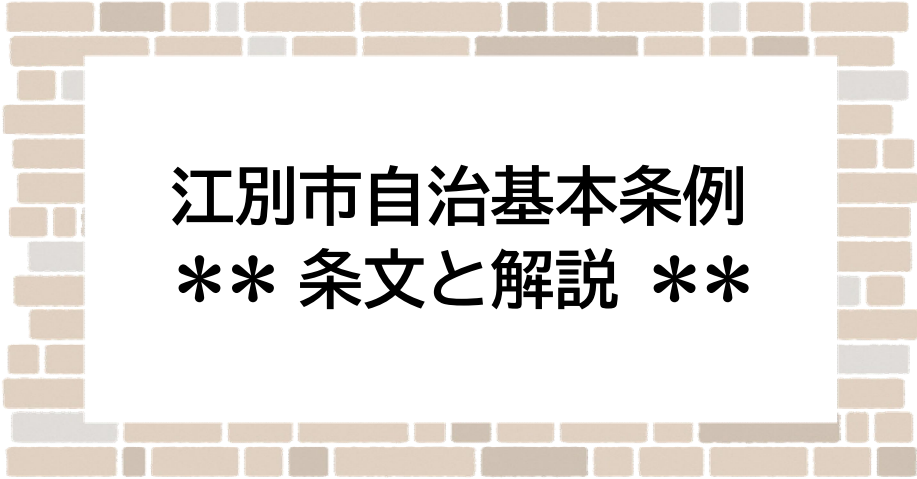




江別市自治基本条例

** 条文と解説 **

平成21年7月作成
平成28年4月改訂
平成30年3月改訂
令和 4年3月改訂
令和 6年3月改訂
令和 8年1月改訂



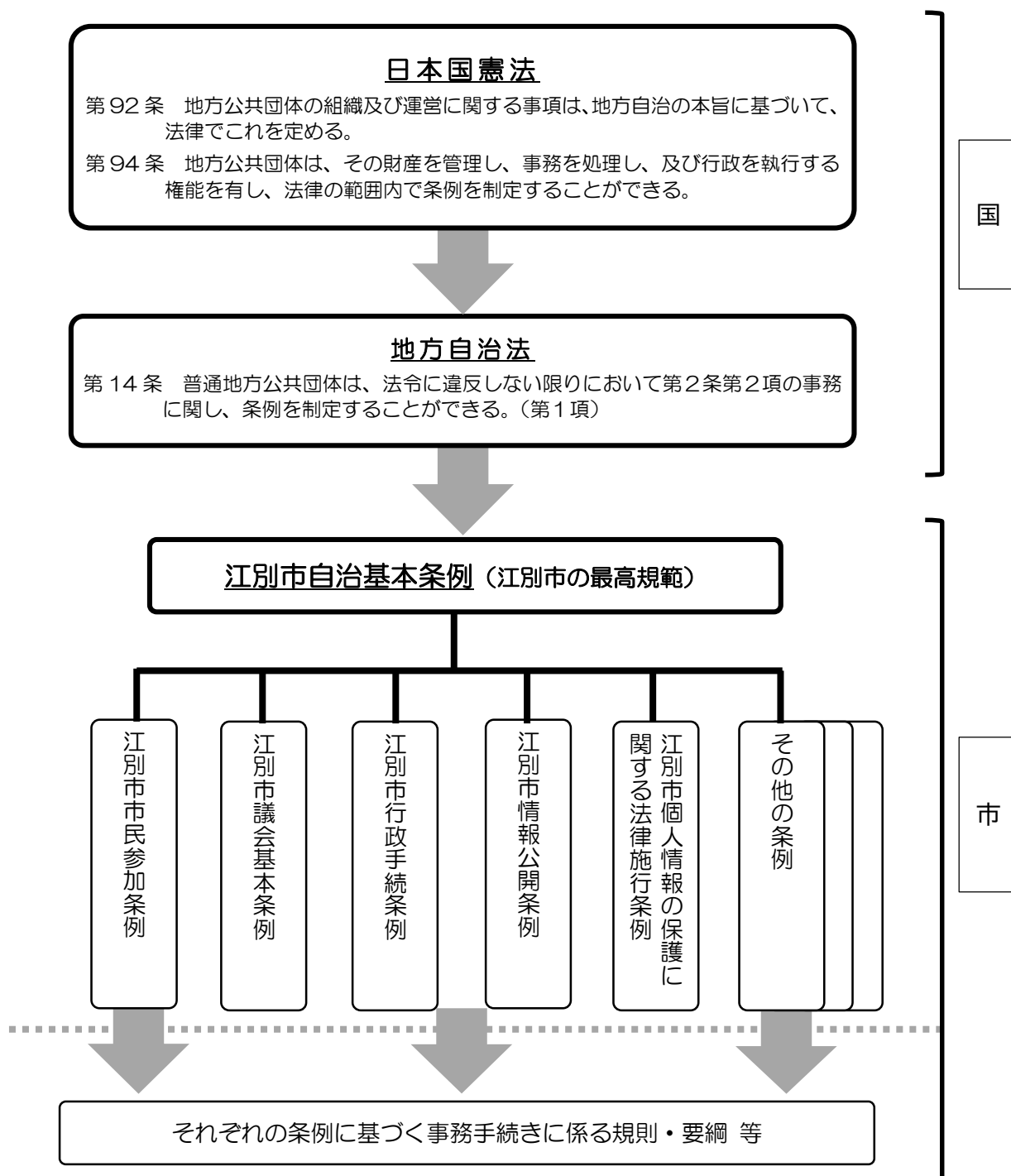
目 次

はじめに	1
前 文	2
第 1 章 総則（第 1 条－第 5 条）	4
第 2 章 市民（第 6 条－第 8 条）	7
第 3 章 議会及び議員（第 9 条・第 10 条）	9
第 4 章 市長及び職員（第 11 条・第 12 条）	11
第 5 章 行政運営（第 13 条－第 20 条）	12
第 6 章 情報共有の推進（第 21 条－第 23 条）	17
第 7 章 市民参加・協働の推進（第 24 条・第 25 条）	19
第 8 章 住民投票（第 26 条）	22
第 9 章 他の自治体等との連携及び協力（第 27 条）	23
第 10 章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価（第 28 条）	24
第 11 章 条例の見直し（第 29 条）	25
附 則	25
江別市自治基本条例のこれまでの取組	26

はじめに

江別市自治基本条例は、江別市の自治の基本を定める最高規範として平成21年に制定され、市民自治（より良いまちづくりや地域課題の解決に向け、市民一人ひとりが自ら考え、行動すること）によるまちづくりを進めるための理念や基本的な原則などを定めています。

ポイント▶ 条例の法的位置付け



前文

わたしたちは、豊かな流れの石狩川と原始の姿を今にとどめる森に囲まれたまち江別市に集いました。

江別市は、屯田兵らによって開拓され、恵まれた自然を生かした農業やれんが産業、川を利用した物資流通の拠点として栄えてきました。今日ではやきものの街としても知られ、また、道央圏において有数の文教都市として発展を遂げています。

わたしたちは、先人が切り拓き守ってきた自然と、たゆまぬ努力と英知によって興し育ててきた産業や伝統、培われた文化を受け継ぎ、未来の世代へ引き継いでいかなければなりません。

わたしたちは、江別市民憲章に掲げられた理念に沿って、命をはぐくむ水と緑の大きな自然と都市が調和しているこのまちの魅力を生かして、教養ある文化のまちを目指し、お互いを尊重し、支え合う地域社会を大切にする、人中心のまちづくりを進めていきます。

ここにわたしたちは、江別市の市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、市民及び市それぞれの役割と責務を明らかにするとともに、市民自治の意識の高揚を図りながら、かけがえのない愛する郷土、個性あふれるまちを創るため、江別市の最高規範として、この条例を制定します。

【解説】

前文では、この条例を制定するに当たっての背景や目的など趣旨について述べています。

前段では、屯田兵ら※先人が切り開いてきた自然や歴史、産業や文化が発展してきた過程を説明しており、中段では、これらを未来の世代へ引き継ぎ、お互いを尊重し支え合い、人中心のまちづくりを進めていくことを表明しています。後段は、自治の主役としての市民の立場を明確にし、江別市の最高規範としてこの条例を制定することを宣言しています。

江別市自治基本条例は、市民を主体とした市民懇話会が中心となり、約4年かけて作り上げた条例です。ゆえに、前文にはふるさと江別とこれからのまちづくりに対する市民の想いと言葉が込められています。

※「屯田兵ら」

アイヌ語をまちの名の由来とする江別市は、古くからこの地を生活の場としていたアイヌの人々、原野を切り拓き、畑や道をつくり、江別市の今日の礎を築いてきた屯田兵や北越殖民社の人々など、多くの先人の手によって形づくられてきました。「屯田兵らによって開拓され」の意味合いには、そうした江別の成り立ちに関わってこられた人々のすべてが含まれています。

ポイント▶市民の手でつくりあげた自治基本条例

平成17年6月、公募による市民を中心として、関団体の代表者や市の職員らとともに「市民懇話会」が設置され、1年9か月にわたって条例に関する研究や熱心な検討を重ねながら、自治基本条例のあり方に関する提言が市長に提出されました。

その後、懇話会の提言を踏まえた条例の原案が作成され、有識者らによる制定審査委員会での審査、議会での審議を経て、平成21年7月1日、実に4年の歳月を費やして「市民が自らの手でつくりあげた」江別市のまちづくりの最高規範である江別市自治基本条例が施行されました。

“市民は、まちの状況や課題などの情報を他の市民や市と相互に共有し、まちづくりへの想いを行動にうつすことで、市民自らの手による住み良いまちづくりを行い、市は、市民の想いを行動にうつすための環境を整える。”

このような理念に基づいて制定されたこの条例には、「市民一人ひとりが育てた市民自治の芽が、やがて一つの森へと成長し、未来の江別をつくっていく」という想いが込められています。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、江別市の市民自治の基本理念及び基本原則並びに自治運営の基本的な事項を定め、市民の信託に基づく議会及び市長等の役割及び責務を明らかにするとともに、市民自らが考え、行動する、市民自治を実現することを目的とする。

【解説】

江別市自治基本条例の一番の目的は、「市民自治の実現」です。市民自治とは、より良いまちづくりや地域の課題解決に向け、市民一人ひとりが考え行動することであり、その実現に向け、この条例では、市民自治の基本理念・基本原則、市政運営の基本的事項を定め、市民から信託を受けている議会や市長等の役割と責務を明確にしています。

なお、この条例における「信託」とは、選挙によって有権者が市長及び議員を選ぶということに限らず、市民が信頼して任せることを意味しています。

ポイント▶ 条項ごとの「信託」の意味

- ・「信頼して任せる」の意味・・・第1条、第10条、第11条
- ・「選挙で選ぶ」の意味・・・第9条

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。
- （2） 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- （3） 市 議会及び市長等をいう。
- （4） まちづくり 暮らしやすく、魅力あるまちを実現するためのすべての公共的な活動をいう。
- （5） 協働 市民及び市が、それぞれの役割及び責任を理解し、互いに尊重しながら協力して取り組むことをいう。

【解説】

（1）市民

ここでの「市民」は、江別市に住所がある人（外国人を含みます。）に限らず、市内で働く人や学校で学んでいる人、事業所や店舗を設けて事業活動をしている法人、ボランティア活動等の市民活動を行っている団体や個人など、江別市内でまちづくりに関係が深いと考えられる人たちを広く「市民」としています。

(2) 市長等

「市長等」とは、市長と、市長から独立して専門的な立場で仕事を行う各執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）をいいます。

(3) 市

「市」とは、市の議決機関である議会と、市長及び各執行機関をいいます。

(4) まちづくり

この条例での「まちづくり」とは、建物や道路、水道などの施設や設備を整備することだけでなく、福祉や教育、環境など、市民が、心豊かで、暮らしやすく、魅力あるまちにするための地域社会における公共的な活動すべてを意味しています。

また、「公共的な活動」とは、行政が担うものだけではなく、市民の福祉や生活環境の向上などを目的として、自治会、市民活動団体などにより行われる地域活動や、ボランティア活動、社会貢献活動などを広く含むものです。

(5) 協働

「協働」とは、市民、自治会、市民活動団体、企業、大学、行政など多様な主体や様々な世代が、お互いの立場と役割を理解しながら、地域社会の課題などを解決するために協力することをいいます。

（市民自治の基本理念）

第3条 市民一人ひとりが自治の主役として、市政に関する情報を共有し、自らの責任において主体的に考え、積極的にまちづくりに参加及び協働しながら、より良いまちづくりを推進することを市民自治の基本理念とする。

【解説】

この条例では、江別市の自治の主役は一人ひとりの市民であることを明確に位置付けるとともに、江別市のまちづくりの基本的な仕組みである参加と協働を通じて、市民自らが主体となり、責任を持って考え、積極的に行動することが、市民自治を達成するための基本理念であることを定めています。

（市民自治の基本原則）

第4条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、市民自治を実現するものとする。

- (1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。
- (2) 市民参加・協働の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加及び協働を進め、市は、それを尊重すること。
- (3) 信託と責任の原則 市は、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する責任を負うこと。

【解説】

市民自治の基本理念の実現と、その理念を具体化する上での基本原則として「市民と市との情報の共有」、「まちづくりへの市民参加と協働」、「市民の信託に基づく責任ある市政運営」を掲げています。

<参考 基本原則に基づく市民と市の役割>

情報共有の原則

【市民】

- ・ ホームページや広報誌でまちづくりに関する情報を得る
- ・ 審議会や委員会の傍聴、議事録の閲覧
- ・ 出前講座の受講で市政の状況を知る
- ・ 市民の声等による意見や要望の提出など

【市】

- ・ ホームページや広報誌でまちづくりに関する情報を周知
- ・ 審議会や委員会の公開
- ・ 出前講座の実施
- ・ 市民の声等に対する回答など

市民参加・協働の原則

【市民】

- ・ 附属機関等に委員として参加
- ・ パブリックコメントに意見を提出
- ・ 市民説明会、ワークショップ等への参加
- ・ アンケート調査の回答
- ・ 地域の課題解決に向けて他の市民や市と協力してまちづくり活動に取り組む など

【市】

- ・ 附属機関等の設置
- ・ パブリックコメント、市民説明会、ワークショップ、アンケート調査の実施
- ・ 市民の意見などを市政に反映させる
- ・ 市民のまちづくり活動に対する支援や制度の整備を行う など

信託と責任の原則

【市】

第5章 行政運営（第13条～第20条）に掲げる市の業務について、公正かつ誠実に取り組む

（この条例の位置付け）

第5条 この条例は、江別市の自治の基本を定める最高規範であり、市民及び市は、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。

2 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の規定との整合を図らなければならない。

【解説】

江別市自治基本条例は「江別市の自治の基本を定める最高規範」として位置付けられています。

よって、他の条例や規則の制定や改正・廃止、法令等の解釈や運用を行う場合は、この条例の趣旨や規定されている内容を最大限に尊重し、整合性を図らなければなりません。

第2章 市民

（市民の権利）

第6条 市民は、市政に関する情報について知る権利を有する。

2 市民は、市政に参加する権利を有する。

3 市民は、まちづくりに関する意見を表明し、提案する権利を有する。

【解説】

市民自治の基本理念と基本原則を実現するため、市民の権利として、法律等で認められているもののほか、政策の立案、実施、評価などをはじめとした市政に関する情報を知る権利や参加する権利があることを明らかにしています。

また、市民には、まちづくりに関する自分の考えを自由に述べたり、その考えを市に提案する権利があることを掲げています。

（市民の責務）

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、互いの活動の自主性及び自立性を尊重し、協力しながら市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つものとする。

3 市民は、市政に関する認識を深め、市と協働して地域社会の発展に寄与するよう努めるものとする。

【解説】

市民は、まちづくりの主体として自らの権利を主張するだけでなく、お互いの自主性や自立性、権利を尊重し、他の市民や市と協力しながら、まちづくりを推進するよう努めなければなりません。

人は誰しも、家庭、職場、学校、地域活動など、あらゆる場面において自分で考え、責任を持った発言や行動をしています。

まちづくりへの参加も同じように、自主的にまちづくりに参加し、自らの言動に誠実さを欠くことのないよう心がけることが求められます。

市民一人ひとりが市政に関心を持ち、地域の一員としてまちの発展に努めることで、地域の実情に合ったまちづくりの実現につながります。

<まちづくりへの参加の事例>

- ・パブリックコメントへの意見提出やアンケート調査への回答
- ・審議会や協議会等の公募委員に応募
- ・市民説明会やワークショップへの参加
- ・防災訓練や避難所運営訓練等への参加
- ・自治会活動への参加

（事業者の責務）

第8条 事業者は、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割を認識し、地域社会との調和を図りながら市民自治のまちづくりの推進に寄与するよう努めるものとする。

【解説】

事業者は、「市民」に含まれますが、事業活動の内容や規模に伴い地域への影響力が大きいことから、本規定が設けられています。

事業者には、地域社会との関わりや地域社会活動への参加に関して理解を深めるとともに、法令遵守の徹底や環境の保全など、地域社会を構成する市民の一員としての社会的役割が期待されています。

なお、「事業者」には、株式会社などの営利法人だけでなく、学校法人や社会福祉法人、医療法人、NPO法人などの公益法人も含まれます。

<主な取組事例>

- ・ 民間事業者と脱炭素社会の実現等まちづくりを推進するための協定の締結
- ・ 民間事業者等と災害時協力に関する協定の締結（応急物資の提供など）
- ・ 民間事業者と地域の見守り活動に関する協定の締結
- ・ 福祉事業者と江別市、北海道の3者で共生型地域づくりの推進に関する協定の締結
- ・ 市内郵便局と住民サービスの向上に係る包括的連携に関する協定の締結
- ・ まちづくりに関する事業者の様々な寄附活動（金銭・物品・役務等）

第3章 議会及び議員

（議会の役割と責務）

第9条 議会は、選挙により信託を受けた議員によって構成される議決機関であり、本市の重要な意思決定を行うとともに、市長等による事務の執行を監視及びけん制し、市民の意思を政策形成に反映させるものとする。

2 議会は、まちづくりの課題を明らかにし、審議の過程その他議会の活動に関する情報を市民に提供し、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。

【解説】

議会は、市長と対等の立場の独立した機関であり、選挙権を有する市民に選出された市民の代表である議員で構成され、地域における多様な市民の意見を汲み上げ、江別市の重要な意思決定を行う議決機関として次のような役割と責務を担っています。

役割と責務

- ・ 条例や予算、決算など重要な事項を審議し、行政執行が適正に行われているかどうかを監視すること
- ・ 市民の意見を政策形成に反映させること
- ・ 市政に関する課題を明確化すること
- ・ 審議の過程、議会活動に関して市民に分かりやすく積極的に情報を提供すること

地方分権の進展に伴い、自治体の裁量の幅（自治体の自己決定や自己責任領域の拡大）が広がるとともに、市民の地域社会に対する関心の高まりから、議会及び議員の判断の重要性が一層増したことによって、「市民に開かれた議会運営」として、意思決定の透明性の確保に努めることがより大切になりました。このため、本条では、市民自治によるまちづくりの視点から、重要かつ身近な議会の役割と責務を位置付けています。

これらのことを踏まえ、江別市の議会では、議会の活性化を図り市民の負託に応えられる議会を実現することを目的に、議会の最高規範として「江別市議会基本条例」を平成25年3月に制定しました。江別市議会基本条例では、議会と議員の活動原則のほか、市民参加や市民との連携などについて定めています。

<主な取組事例>

- | | |
|---------------------------|--------------------------|
| ・ 議会基本条例の制定 | ・ 議会報告会の開催 |
| ・ 議会広報広聴委員会の設置 | ・ 本会議のインターネット中継の実施 |
| ・ SNS を活用した周知 | ・ 本会議、委員会の会議録のホームページ公開 |
| ・ 「市民と議会の集い」の開催 | ・ 市議会だよりや議会ホームページによる情報提供 |
| ・ 委員会における請願者及び陳情者の陳述機会の確保 | |

(議員の責務)

第10条 議員は、市民の信託に応え、総合的視点に立ち、公平、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

- 2 議員は、広く市民の声を聴くことにより市民の意思を把握し、これを政策形成に反映させるよう努めなければならない。
- 3 議員は、自らの活動及び議会の活動を市民に分かりやすく説明し、情報提供に努めなければならない。
- 4 議員は、議会における審議及び政策立案活動の充実を図るため、積極的に調査研究に努めなければならない。

【解説】

本条例では、江別市に住む人だけでなく、様々な立場の人や法人を広く「市民」として定義しています。(第2条第1号)

市民の代表である議員は、そうした多様な市民の立場や意見を踏まえ、総合的な視点を持ちながら、公平、公正かつ誠実に職務を遂行することが求められます。その役割を果たすために、議員には次のような責務があります。

責 務

- ・特定の人や団体の意見だけではなく、広く市民の意見を聴き、政策形成に生かすよう努めること
- ・自らの活動や議会の動きを市民にわかりやすく情報提供するよう努めること
- ・充実した議会審議や政策立案が行われるよう、積極的に調査や研究に努めること

<主な取組事例>

- ・一般質問における一問一答方式の実施
- ・委員会における自由討議の実施
- ・議案に対する賛否の公開

第4章 市長及び職員

（市長の役割と責務）

第11条 市長は、市民から信託を受けた本市の代表者として、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進しなければならない。

2 市長は、公平かつ誠実な行政運営を行わなければならない。

3 市長は、市政に関する情報を市民に分かりやすく説明しなければならない。

4 市長は、補助機関である職員の能力向上を図るとともに、効率的な組織の運営に努めなければならない。

【解説】

市民から信頼され市政を任されている市長は、この条例を遵守し、市民自治のまちづくりを推進するとともに、効率的な行政運営を行うよう努めなければなりません。

役割と責務

- ・ 公平かつ誠実に行政に取り組むこと
- ・ 市政運営に関する情報を市民に明らかにし、分かりやすく説明すること
- ・ 研修や業務などを通じて、職員の知識や技能の向上を図ること

<主な取組事例>

- ・ 定例記者発表による情報提供
- ・ 人材育成基本方針に基づく、職員研修（新規採用職員研修、昇任者研修など）の実施

（職員の役割と責務）

第12条 職員は、この条例を遵守し、市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、市民自治によるまちづくりを推進するために必要な能力の向上に努めなければならない。

【解説】

市政を運営するうえで、実際に市民と接し、行政サービスの提供やまちづくりを行う市の職員には、次のような役割と責務があります。

役割と責務

- ・ 市民の視点に立って公正かつ効率的に職務を遂行すること
- ・ 研修の受講や様々な業務を経験することにより、市民自治に対する知見を深める努力をすること

<主な取組事例>

- ・ 能力開発、能力強化のための自己研修（通信講座、各種セミナーなど）への助成
- ・ OJT（職場内研修）の実践
- ・ 本条例について理解を深めるための研修を実施
- ・ 育児休業中の職員に対し、通信講座等の研修に関する情報を提供

第5章 行政運営

（総合計画）

第13条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

2 市は、総合計画を策定するに当たっては、多くの市民意見を反映させるため、必要な情報提供に努めるとともに、市民参加を積極的に進めるものとする。

3 市は、総合計画の達成目標を明らかにするとともに、その内容及び進行状況に関する情報を市民に分かりやすく提供するものとする。

4 市は、総合計画が社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行うものとする。

【解説】

総合計画は、将来のまちづくりの基本方向を定め、計画的・効率的な行政運営を行うために策定する重要な計画です。

このため、計画策定の段階から策定作業や内容について様々な方法で市民に情報を提供し、多くの市民意見を計画に反映させるために広く市民参加を求めることや、計画の達成目標を明確にし、その内容や進行状況、達成状況などの情報を市民に分かりやすく説明することを定めています。

また、社会情勢や社会環境の変化に柔軟に対応できるよう総合計画の評価や検討を行い、計画が達成されるよう、必要に応じて内容の見直しを行うこととしています。

<主な取組事例>

- ・総合計画を策定（第7次総合計画の計画期間：令和6年度から令和15年度まで）
- ・第7次総合計画の策定に、えべつ未来づくりミーティングを実施
- ・第7次総合計画の策定に向けた市民アンケート、高校生Webアンケート及びパブリックコメントを実施
- ・まちづくり市民アンケート及び行政評価により進行管理し、結果を公表
- ・中間改定に係る意見交換会、パブリックコメントの実施

ポイント 総合計画と個別計画

「えべつまちづくり未来構想」と「えべつ未来戦略」で構成されている総合計画は、まちづくりの最上位に位置付けられる計画です。その総合計画の方針に合わせて、様々な分野ごとに具体的な施策や事業を定めた個別計画※を推進することで、めざすまちの姿に向けて取り組んでいます。

※個別計画の例

- ・江別市地域防災計画 ・江別市学校教育基本計画 ・えべつ市民健康づくりプラン21
- ・江別市総合戦略 ・江別市男女共同参画基本計画
- ・子ども子育て支援事業計画 など

（財政運営）

第14条 市長は、財政の状況を的確に把握し、予算の編成に当たっては、総合計画及び行政評価の結果を反映させることにより、将来的な財政見通しに立った健全な財政運営に努めなければならない。

2 市長は、財政状況に係る情報並びに予算及び決算に係る情報を市民に分かりやすく公表することにより、財政運営の透明性の確保に努めなければならない。

【解説】

地方自治法では、各自治体が事務処理を行う場合は「最少の経費で最大の効果を挙げる」こととされており、また、地方財政法においては、その財政運営について「健全な運営に努める」ことを基本としています。

財政状況を常に的確に把握するため、予算の作成に当たっては、総合計画や行政評価の結果などを反映させることによって、将来を見据えた健全な財政運営に努めなければなりません。

また、財政状況や予算、決算に係る情報を分かりやすく公表し、市民に対して明確に説明する責任があることを定めています。

<主な取組事例>

- ・ 予算編成方針の公表
- ・ 「絵で見る江別市予算案」を市ホームページで公表
- ・ 「財政の現状と課題」の公表（年1回）
- ・ 広報えべつや市ホームページで予算・決算に係る概要の公表

（行政評価）

第15条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を施策等に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するものとする。

2 市長等は、市民、専門家等による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。

【解説】

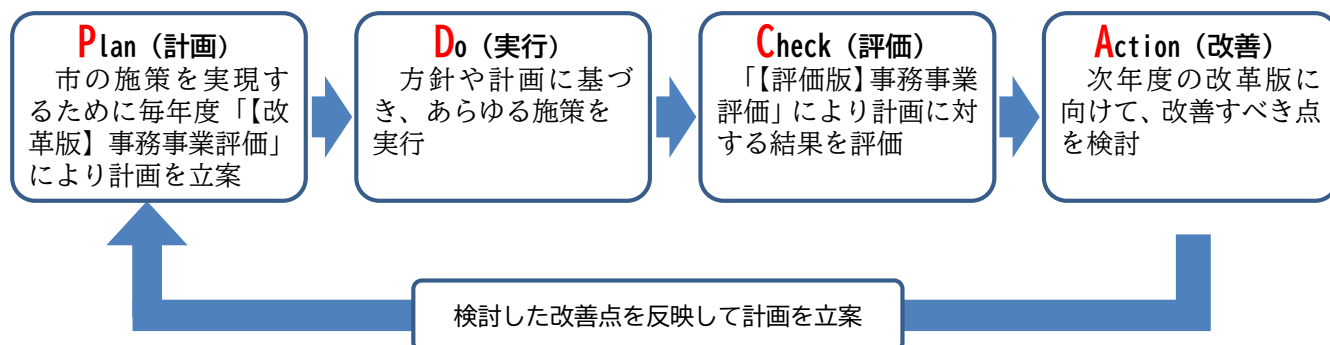
市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、PDCAサイクルによる行政評価を実施し、自治体運営の透明性を高め、限られた財源や人材などを効果的に活用するとともに、その過程や結果を分かりやすく市民に公表しています。

江別市では、行政評価を実施する上で、事業効果と効率性の一層の向上を図るため、内部評価に加えて、平成22年4月に行政評価外部評価委員会を設置し、令和2年度からは行政改革推進委員会と統合し、市民及び専門家などによる外部評価を実施しています。

<主な取組事例>

- ・施策及び事務事業※の評価を実施し、結果を公表
- ・行政改革推進委員会において、市民の目線による外部評価を実施
- ・市民参加の手続きを通じた市民からのまちづくりの評価

※PDCA サイクルを用いた事務事業評価



(政策法務)

第16条 市は、自主的な政策活動を推進するため、必要に応じて条例、規則等の制定及び改廃を行うとともに、法令等の調査研究を重ね、主体的かつ適正な解釈に努めなければならない。

【解説】

地域の実情に合ったまちづくりの実施や地域における政策課題の解決のため、条例・規則等の制定や運用などの法務を積極的に活用しながら業務を遂行する政策法務は、自治体にとって重要であることから、職員が、法令等を正しく扱う能力を身につけることができるよう、市では政策法務基礎研修や法制基礎研修を実施しています。

(危機管理・防災)

第17条 市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、情報の収集及び提供並びに必要な対策を実行できる体制の整備に努めなければならない。

2 市長等は、市民の防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、市民、事業者及び関係機関との連携及び協力を図るよう努めなければならない。

【解説】

市民の生命や身体、財産を脅かす自然災害などの不測の事態に備えることは、行政運営において大変重要です。そのために市長及び各執行機関は、風水害や地震などの自然災害、大規模な火災や事故などに備えて、情報の収集や市民への情報提供等、必要な対策を実行できる危機管理体制の整備に努めなければなりません。

また、危機管理体制をより実効性のあるものにするために、日頃から市民の防災意識の向上に取り組むほか、災害発生時に備え、市民、事業者、関係機関が連携・協力して、適切な行動がとれるよう準備に努めることとしています。

一方、市民は、自らの命を守るとともに相互に協力し合えるような平時からの備えが大切です。

<主な取組事例>

- ・ 江別市防災会議の開催
- ・ 災害対応物品の整備
- ・ 防災訓練や避難所運営訓練等の実施
- ・ 市民向け防災講座の開催
- ・ 災害時避難行動要支援者避難支援制度の運用
- ・ 防災あんしんマップや避難所運営マニュアルの作成
- ・ 災害情報・避難情報等をホームページや登録制メール等により発信
- ・ 民間企業等との災害時協力協定締結（応急物資の提供など）

（行政手続）

第18条 市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導等に関する手続きを定めるものとする。

2 行政手続に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

市長及び各執行機関は、処分や行政指導、届出などの行政手続に関して必要な事項を定め、市民の権利と利益を保護し、信頼性及び透明性の高い行政運営を行うこととしています。

江別市では、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護を目的として「江別市行政手続条例」を平成9年12月に定めています。

（外部監査）

第19条 市は、適正で効率的な行政運営を確保するため、必要に応じて外部の監査人その他第三者による監査を実施することができる。

【解説】

適正で効率的な行政運営を確保するため、市は、市の執行機関である監査委員による内部監査を実施しています。

一方、外部監査とは、地方分権の進展に当たり自治体における監査機能の一層の充実・強化を図るため、住民、議会、市長からの請求や要求に基づき、必要に応じて、専門的な知識を有する外部の監査人や第三者機関などが実施する監査のことをいいます。

（公益通報）

第20条 市長等は、市政の適法かつ公正な運営を確保するために、違法な行為について通報を行った職員等が、通報により不利益を受けないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【解説】

本条では、市政の運営において法令等に違反する行為や市民の信頼を損なう行為があった場合に、内部又は外部からの告発（公益通報）を行った職員等を保護しなければならないことを規定しています。

公益通報者の保護については公益通報者保護法に規定がありますが、この条例では、市として、公益通報に関する体制の整備と通報した人が不利益を受けないよう適切な措置を講ずることを定めるとともに、「江別市職員等からの公益通報に関する要綱」及び「江別市外部労働者からの公益通報に関する要綱」により、公益通報者の保護に関し必要な事項を定め、内部通報及び外部通報受付窓口を設置しています。

第6章 情報共有の推進

(情報共有)

第21条 市は、まちづくりに関する情報を市民と共有するため、速やかに、かつ、分かりやすく情報提供するとともに、制度及び体制の充実に努めるものとする。

2 市は、市民からの意見、要望、提案等に対し、速やかに、かつ、誠実に対応するとともに、市民と情報を共有するため、必要に応じてその対応状況を公表するよう努めなければならない。

3 市民は、まちづくりに関する情報を共有するため、これに対する関心を高め、必要な情報の収集に努めるものとする。

【解説】

市民と市との情報共有は、この条例の基本原則の1つであり、市民がまちづくりに参加し、対等な議論を行う上での前提となるものです。

市は、市民との情報共有を進めるため、個人情報の取扱いに留意しながら、まちづくりや市政に関する情報を市民に対して速やかに、分かりやすく提供するとともに、そのための制度や体制を整えるとしています。

また、市は市民から寄せられる様々な意見、要望、提案などに対し、速やかに事実関係を調査・確認し、市政運営に反映させるなど誠実に対応するとともに、情報共有を図るため、必要に応じて対応の状況を公表するよう努めなければなりません。

一方、市民自治を進める上で、市民がまちづくりへの関心を高め、市だけではなく市民同士から必要な情報を収集することにより、地域の実情にあったまちづくりを推進することが期待されています。

<主な取組事例>

- ・ ホームページや SNS、地上デジタルテレビ放送を活用した情報提供
- ・ 子育てアプリ、ごみ出しガイドアプリによる情報提供
- ・ LINE を活用した除雪や防災、子育て情報、イベント等のプッシュ通知
- ・ 広報えべつ、各種パンフレットやリーフレットによる情報提供
- ・ 出前講座による情報提供
- ・ 定例記者発表による情報提供
- ・ 市民の声

（情報公開）

第22条 市は、市民の市政に関する情報について知る権利を尊重し、市政に関する情報を公正かつ適正に公開するものとする。

2 情報公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

市は、市政への市民参加を推進するため、市民のまちづくりや市政に関する情報を知る権利を尊重し、情報を公正かつ適正に公開することとしています。

情報公開の方法などに関しては「江別市情報公開条例（平成14年4月施行）」等で明らかにしています。

ポイント まちづくりや市政に関する情報公開の例

- ・えべつ未来づくりビジョンの公表
- ・施策展開方針計画書や事務事業評価の公表
- ・附属機関等や議会の会議録の公表
- ・意見公募（パブリックコメント）結果の公表
- ・男女共同参画基本計画の推進状況報告の公表 など
- ・「財政の現状と課題」の公表
- ・アンケート調査結果の公表
- ・市民参加実施状況の公表

（個人情報の保護）

第23条 市は、個人情報の収集や利用、提供、管理等を適正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民に対し適切な措置を講じなければならない。

2 個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

市は、市政運営を行う上で個人のプライバシーに関わる情報を取り扱っています。

このような個人情報は、取扱いを誤ると人権侵害や個人の利益の侵害などを招くおそれがあります。そのため、個人情報の取扱いを適正に行い、市民から自分自身に関する個人情報の開示や訂正などの請求があった際には、適切な対処を行うことを本条で明らかにするとともに、「江別市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年4月施行）」で定めています。

<主な取組事例>

- ・「情報公開事務及び個人情報保護事務の手引」を作成
- ・職員に対して情報セキュリティ研修を実施
- ・PCからの個人情報の流出を防ぐため、仮想ブラウザを利用した外部環境からの分離及び外部ファイルの無害化やUSB等の外部記憶媒体の接続を制限する仕組みの構築

第7章 市民参加・協働の推進

（市民参加の推進）

第24条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するため、制度の充実に努めるものとする。

- 2 市は、政策の立案、実施及び評価の各段階における市民参加を推進し、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。
- 3 市は、市民参加において、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等によって市民が不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。
- 4 市長等は、広く市民の意見を聴き、その意見を反映させるための仕組みづくりに努めなければならない。
- 5 市民参加に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

まちづくりの主体は市民であり、「自ら考え、行動すること」を市民自治の基本としています。そのため、市は市民自治の基本原則の1つである、市民参加を推進するために制度の充実に努める必要があります。

本条例では、市民参加という言葉を、「政策の立案や実施、評価の段階における市政への市民参加」という意味で用いており、市は、市の基本的な事項を定める計画や、広く市民が利用する大規模な公共施設を設置する計画を策定するとき、市民生活に大きな影響を及ぼす制度を導入するときなどは、市民参加の手続きを実施して市民の意見を適切に反映させるよう努めなければなりません。

そして、その市民参加において市民が、性別、年齢、障がいの有無、経済状況、宗教、国籍等が原因で不利益を受けることがないように配慮しなければなりません。

平成27年に制定した「江別市市民参加条例」において市民参加の手続きに関し必要な事項を定めています。

ポイント 市民の意見を市政に反映させるための方法（市民参加条例第5条より）

- （1） 附属機関等の設置
- （2） パブリックコメントの実施
- （3） 市民説明会の開催
- （4） ワークショップの開催
- （5） アンケート調査の実施
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長等が適当と認める方法

（市民協働の推進）

第25条 市民及び市は、協働のまちづくりを推進するための環境づくりに努めなければならない。

2 市は、市民のまちづくり活動における自主性及び自立性を尊重し、必要な制度の整備を行うものとする。

3 市は、市民が協働のまちづくりに参加しないことにより、不当に不利益を受けないよう配慮するものとする。

4 市民協働の推進に関し必要な事項は、別に条例で定める。

【解説】

市民自治の基本原則の1つである市民協働は、市民と市がそれぞれの役割を理解し、互いの良いところを認め合いながら、地域の課題解決に向けて、協力して取り組むことです。そのため、市民と市の双方が、協働のまちづくりを進めるための環境づくりに努めなければなりません。

市の役割は、市民のまちづくり活動に対する自主性や自立性を尊重し、必要とされる支援をはじめ、制度の整備を行うことです。

少子高齢化の社会において、持続可能なまちづくりを実現するためには、市民協働の取組が不可欠となっています。まちづくりを進めるに当たっては、自助・互助・公助の基本的な考え方のもと、市民と市がお互いに協力・補完し合いながら取り組んでいくことが大切です。

なお、市民協働は、自発的に行うものであり、強制されるものではありません。様々な事情によりまちづくりに参加できない場合もあるため、参加しないことによって不合理な不利益を受けることがないよう配慮が必要です。

市民協働の推進に関し必要な事項は、今後、別に条例で定めます。

ポイント 自助・互助・公助のまちづくり

	自 助	互 助	公 助
たとえばこんな課題...	課題の解決に向け、市民一人ひとりが自分にできることを実行する。	一人ではできないことを、他の市民や自治会、団体、企業等と協力して行う。	市民や自治会、団体、企業等が行う活動を市が支援し、より活動しやすい環境を整える。
● まちに落ちているごみを減らしたい	自分の行動範囲のごみを拾う	他の市民や市民活動団体などが協力して市内一斉ごみ拾いイベントを開催	活動費の助成、ごみを集める場所や公共ごみ袋の提供、ごみ回収車の派遣 など
● 登下校中の児童の防犯・交通安全	自分の周囲の児童を見守る	P T Aや自治会等が協力してスクールゾーン全体を見守る	活動費の助成、注意喚起など周知啓発、用具貸出、看板設置、学校や警察との連携 など
● 災害への備え	避難経路の把握、防災用品や食料等の常備	自治会、企業、団体等による防災訓練・避難所運営訓練の開催、要支援者の安否確認、テントや発電機等の常備 など	防災計画、防災マニュアル、ハザードマップ等の整備、各種訓練の実施、食料や医薬品など応急物資の備蓄、他市町村や企業との連携協定 など

ポイント 市民と市の協働の取組事例

◎自治会活動や市民活動への支援

- ・自治会活動に対する各種補助金（自治会活動費補助金、市政協力事業補助金、防犯灯補助金 など）
- ・協働のまちづくり活動支援事業
- ・青少年ふれあい交流促進事業補助金
- ・まちづくりにつながるイベントや市民活動団体等の後援・協賛 など

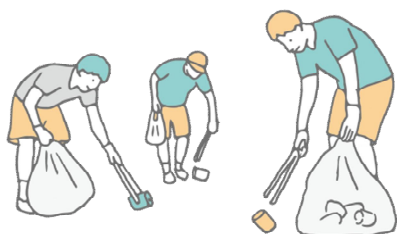
◎江別市と自治会、NPOなどの市民活動団体、企業、大学などとの協働

- ・自治会の活動（ラジオ体操、夏祭り、清掃や防犯、防災、地域交流 など）
- ・市民活動団体による小学校でのごみ減量体験講座「買い物ゲーム」
- ・児童委員等による赤ちゃんがいる家庭を対象とした「こんにちは赤ちゃん事業」及び「親と子の絵本事業」
- ・民間企業等との災害時協力協定締結（応急物資の提供 など）
- ・市内大学の学生が地域で活動し、就業や定着につなげることを目的とした「学生地域定着推進広域連携事業（ジモガク）」
- ・大学の教員や学生によるまちづくりに関する調査研究・地域活動を市が支援する「大学連携調査研究助成事業・大学連携学生地域活動支援事業」
- ・市内大学の学生との協働による自治基本条例啓発動画の作成 など

◎市民同士などその他の協働

- ・市内大学と民間企業との食品廃棄物の再利用に係る包括連携協定の締結
- ・市内大学と警察との安心安全な地域作りのための包括連携協定の締結

※ 市民と市の協働のほかにも、市民と市民の協働、市民活動団体と企業の協働など様々な主体による組合わせの協働の事例があります。



第8章 住民投票

(住民投票)

第26条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民（市内に住所を有する者（法人を除く。）をいう。）の意思を確認するため、住民投票を行うことができる。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

3 住民投票を実施しようとするときは、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。

【解説】

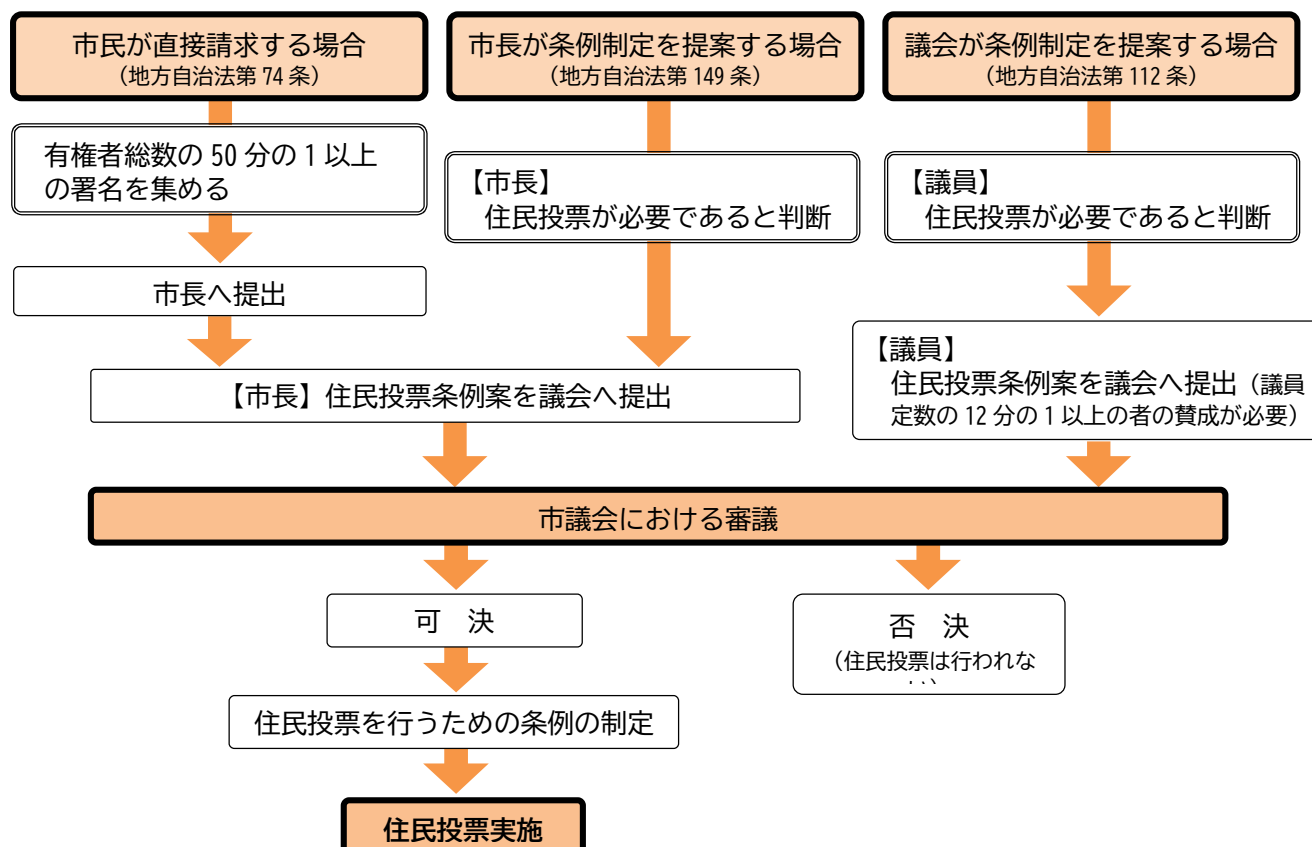
地方自治制度は、間接民主制（議会制民主主義）を原則としていますが、市民生活に重大な影響を及ぼす市政運営上の重要な事項を直接市民に問う必要が生じた場合には、これを補完する制度として住民投票を行うことができることを定めています。

また、住民投票の結果について、議会及び市長等は、それを尊重することとしています。

なお、住民投票に関する条例には、対象となる事案が生じるつど個別に条例を制定する「個別設置型」と、どのような事案にも共通して適用する条例をあらかじめ制定しておく「常設型」があります。

江別市自治基本条例では、市民の意思をより適正に反映するため、住民投票を行うに当たっての必要な手続きや投票資格などを、事案ごとに個別に条例で定めることとしています。

ポイント 住民投票が行われるまでの流れ（江別市の場合）



第9章 他の自治体等との連携及び協力

（他の自治体等との連携及び協力）

第27条 市は、共通するまちづくりの課題を解決するため、広く他の自治体及び関係機関と相互に連携し、協力するよう努めるものとする。

2 市は、政策を実施するため必要があるときは、北海道及び国と連携を図りながら協力するとともに、北海道及び国に対して適切な措置を講ずるよう提案するものとする。

【解説】

市は、各自治体に共通する課題や、市の区域を超えた広い範囲で対処すべき課題を解決するため、周辺自治体や関係機関と相互連携・協力を努めることを定めています。

また、江別市単独での対応が難しい課題解決など、政策を実施する上で必要がある場合は、地方分権の精神に基づく対等な立場で、北海道や国と連携を図るとともに、北海道や国に対し適切な措置を講ずるよう提案していくこととしています。

<主な取組事例>

- ・ さっぽろ連携中枢都市圏による事業連携
- ・ 姉妹都市グresham市及び友好都市土佐市との交流事業
- ・ 札幌市厚別区、北広島市との近隣市交流事業（近隣3市交流パークゴルフ大会など）
- ・ 札幌市水道局と水道事業の連携強化を目的とした基本協定を締結
- ・ 市内大学、食品加工研究センターと連携した食関連産業の立地環境の整備
- ・ 市内4大学、市内関係団体、江別市を含む8自治体による学生地域定着広域連絡協議会の設立
- ・ パートナーシップ制度を設けている自治体間の転居に伴う手続の負担軽減を目的とした「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入



第10章 市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価

（市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価）

第28条 市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかについて評価し、必要な見直しを行うための仕組みを整備するよう努めなければならない。

2 市は、前項の規定による評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない。

【解説】

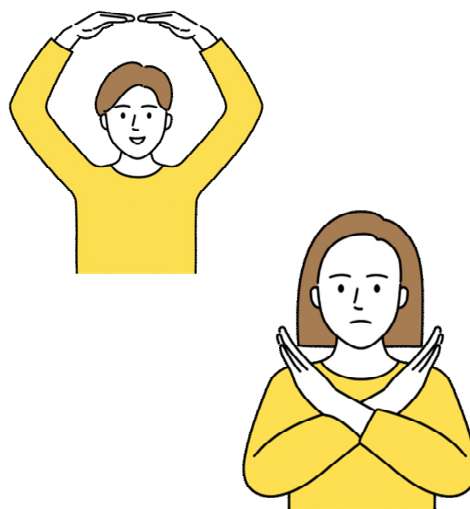
この条例が制定された後は、市民自治によるまちづくりに関する施策や制度が、条例の趣旨に沿って実施されることが重要です。

そのため、この条例に基づく取組や取組の運用状況の評価し、必要に応じて施策や制度の見直しを行っていくための仕組みづくりに努めることを定めています。

また、評価に当たっては、市民の意見が適切に反映されるよう努めることとしています。

<主な取組事例>

- ・ 第7次総合計画の進捗管理のため「まちづくり市民アンケート」を実施
- ・ 行政改革推進委員会を設置し、市民の目線による外部評価を実施
- ・ 市民参加の手法を通じた市民によるまちづくりの評価
- ・ 自治基本条例検討委員会の設置
- ・ 市民参加実施状況の公表



第 11 章 条例の見直し

(条例の見直し)

第 29 条 市は、この条例の施行の日から起算して 4 年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

【解説】

市は、まちづくりのルールであるこの条例への関心を市民が持ち続けるよう努めるとともに、時代の要請や社会情勢の変化に対応するため、この条例の施行から 4 年を超えない期間ごとに所期の目的を達成しているかどうかを検証することとし、必要があれば、この条例の見直しを行うことを定めています。

ポイント ▶ 市民による自治基本条例の検証

この条例の見直しの期間については、自治の基本となる条例であることから、一定程度継続した期間が必要である一方で、市長や議員の任期中に 1 度は見直す機会を設けることができるよう、4 年を超えない期間としています。

江別市では、学識経験者、まちづくりに関係の深い団体の代表者、公募の市民らで構成される江別市自治基本条例検討委員会を設置し、様々な立場の視点から、条例の規定や市民自治によるまちづくりに向けた市の取組について検証しています。

附則

附則 この条例は、公布の日から施行する。

【解説】

江別市自治基本条例は、平成 21 年 6 月 10 日の市議会本会議で可決され、平成 21 年 7 月 1 日に公布・施行されました。

江別市自治基本条例のこれまでの取組		
市民懇話会	平成 17 年 6 月	江別市自治基本条例（仮称）市民懇話会設置 ＜公募市民など、市民主体により検討を開始＞
	平成 18 年 8 月	「江別市自治基本条例（仮称）のあり方に関する中間報告書」を市長に提出
	平成 18 年 9 月	市民との意見交換会を開催
	平成 18 年 10 月	中間報告に対する市民意見の募集（パブリックコメント）を実施
	平成 19 年 3 月	「江別市自治基本条例（仮称）のあり方に関する提言（最終報告書）」を市長に提出
制定審査委員会	平成 19 年 11 月	江別市自治基本条例（仮称）制定審査委員会を設置 ＜懇話会の提言を踏まえた市の条例原案を、学識経験者や市民懇話会関係者ら有識者が専門的見地から検討＞
	平成 20 年 3 月	自治基本条例講演会開催
	平成 20 年 8 月	「江別市自治基本条例（仮称）制定審査委員会中間報告書」を市長に提出
	平成 20 年 9 月	制定審査委員会中間報告に対する市民意見の募集（パブリックコメント）を実施
	平成 20 年 12 月	「江別市自治基本条例（仮称）制定審査委員会による最終報告書」を市長に提出
議会	平成 21 年 3 月	江別市自治基本条例案を議会に提案 ＜自治基本条例特別委員会で審議＞
	平成 21 年 6 月 10 日	本会議で江別市自治基本条例可決
平成 21 年 7 月 1 日		江別市自治基本条例施行
検討委員会 第1回	平成 24 年 8 月	自治基本条例検討委員会設置
	平成 25 年 3 月	「江別市自治基本条例検討委員会提言書」を市長に提出
検討委員会 第2回	平成 28 年 7 月	自治基本条例検討委員会設置
	平成 29 年 3 月	「江別市自治基本条例検討委員会提言書」を市長に提出
検討委員会 第3回	令和 2 年 4 月	自治基本条例検討委員会設置
	令和 3 年 9 月	「江別市自治基本条例検討委員会提言書」を市長に提出
検討委員会 第4回	令和 6 年 5 月	自治基本条例検討委員会設置
	令和 7 年 3 月	「江別市自治基本条例検討委員会提言書」を市長に提出



江別市自治基本条例 条文と解説

平成21年7月作成

平成28年4月改訂

平成30年3月改訂

令和 4年3月改訂

令和 6年3月改訂

令和 8年1月改訂

江別市生活環境部市民生活課市民協働担当



江別市自治基本条例のホームページ

<http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/shiminseikatsu/8311.html>

